

土地利用型農業機械の購入を支援します！ (土地利用型農業生産施設等整備事業)

1 対象作物

水稻，麦，大豆等



2 対象機械

大型収穫機，大豆収穫機，田植機（8条植え以上），水稻直播機，乗用管理機（ブームスプレーヤー・中耕培土機，トラクター，施肥播種機，農業用ドローン等

3 補助対象者等

(1) 営農集団

市内に事務所等のある農業法人，農事組合法人，その他農業者の組織する団体であり，市内に住所のある認定農業者で，実質化された人・農地プランの中心経営体に登載された担い手1人以上を含む構成員が3人以上の組織

ただし，法人格を有しないものにあつては，代表者の定めがあり，組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。

① 要件

- ・ 導入機械の利用面積が，概ね10ha以上であること。
- ・ 5年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること。
- ・ 次のいずれかのタイプ別要件を満たすこと。

(ア) 地域営農タイプ

- ・ 5年以内に地域（1集落もしくは2，3集落）の水田の60%以上を集積する計画を持っていること。
- ・ 5年以内に地域の機械（コンバイン，田植機，トラクター，乾燥機）を50%以上削減する計画を持っていること。

(イ) 受託組織強化タイプ

- ・ 5年以内に組織の構成員が，合計で38ha以上水田を集積する計画を持っていること。

② 補助率

事業費の3/10以内

(2) 新規就農者（土地利用型農業の親元就農者または農外就農者）

概ね20歳以上45歳未満で，新規に農業に従事して5年以内の者で，宇都宮市内で継続して就農すること。

① 要件

- ・ 5年後までに10ha以上水田を集積する計画を持ち，認定農業者，かつ実質化された人・農地プランの中心経営体への登載を目指すこと。

② 補助率

事業費の1/2以内（上限300万円，1回限り）

4 その他

- ・ 農業用ドローンの補助申請にあたっては，「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。受講済みである場合は，受講が確認できるものを提出すること。（営農集団の場合は，組織の構成員1人以上が受講すること。）

宇都宮市 農林生産流通課
(宇都宮市旭1-1-5) 担当：富川
TEL：028-632-2458